

◆◆「新しい川崎」メール版◆◆

－2025年2月4日第162号－

<目次>

● 社保協が「川崎市との懇談会」を開催

◆ 多摩川水害訴訟 14 回口頭弁論

▲ お知らせコーナー

- ① 2/5 第7回/市民要求実現リアル・オンライン交流会
- ② 2/8 まちづくりを一緒に考える講演会
- ③ 2/13 川崎市議会開会日・市民要求実現アクション
- ④ 2/16 第2回 等々力緑地再整備を考える学習と調査のつどい
- ⑤ 2/22 ゆめシネマ「私は憎まない」ーガザ出身医師の決意ー
- ⑥ 3/3 情報公開制度の透明性と公開性を求める裁判
- ⑦ 3/23 原発ゼロへのカウントダウン in かわさき

★編集後記

● 川崎市社保協が「川崎市との懇談会」を開催

～川崎市としての支援の在り方など熱心な議論を交わす～

川崎市社保協は、1月28日(火)午後1時から5時過ぎまで、「川崎市との懇談会」を「かわさきゆめホール」で開催しました。

これは、去年の8月下旬に川崎市に提出していた「2025年予算要望書」に対し、12月2日に回答が示され、それに沿っての開催の運びとなったものです。

懇談会には、川崎市社保協に参加している団体を中心として ZOOM での参加者も含め 45 名の参加がありました。

<「川崎市との懇談会」7つのテーマは？>

「川崎市との懇談会」のテーマは7つに及び、

- ①子育て支援、
- ②介護保障の拡充、
- ③国民健康保険証、
- ④生活保護及び生活困窮に対する支援、
- ⑤インフルエンザの蔓延について、

- ⑥高齢者に手厚い福祉施策(外出支援)、
- ⑦補聴器助成制度の創設など、

それぞれ 30 分間の時間をかけて、川崎市の回答に対しての質問が、熱心に参加者から投げかけられるものとなりました。

川崎市はそれぞれの質問に対して、「国に要望する」「国の動向を見る」「政令指定都市として要望している」「ご要望として聞いておきます」「検討している」などの回答に終始し、川崎市として川崎市民をどう支援していくかの具体的な方策は最後まで語られませんでした。

<見過ごしにできないこと>

子育て支援の中で、小児医療費助成制度を、神奈川県の中で川崎市だけが一部負担金が残されている問題について、「撤廃に必要な資金は 3.7 億円」としながらも、「同制度を持続可能なものにしていくためにも一部負担金は必要だ」と述べ、学校給食についても、「生活保護家庭にはすでに無償化している」ということを、さらりと言い、「すべての生徒・児童に無償化してしまうと、将来にわたって財政的に課題がある」と述べました。

また、国民健康保険に関して、保険者としての自治体の役割を国によって制限されているという自覚は感じられませんでした。

また、相も変わらず「みんなで支える健康保険制度」と言い、憲法 25 条に基づく国民健康保険という視点を欠くものとなっていました。

生活保護や生活困窮者に対してのエアコン設置と「夏季加算」については「考えてない」として退けられました。

補聴器助成制度については、「国に要望している」ということにとどまりました。

<公害患者会からの要望への異常な対応>

最後に、公害患者会が「公害支援センターの廃止についての意見を、私たちの要望として聞いて下さい。

担当部署に伝えてほしい。」ということをやただけで、異常ともいえるほど「その発言はだめです。伝えません」と大声で叫びました。

今回、初めて参加した人から「異常だ、なぜ公害患者会の意見や要望を聞こうとしないのか」と、川崎市の公害患者会への異常な対応にあきれん声が広がりました。

光野正洋(川崎市社会保障推進協議会事務局長)

◆台風19号多摩川水害川崎訴訟～口頭弁論での被害者(原告)の訴え～

1月30日(火)午後2時より横浜地裁川崎支部で、台風19号多摩川水害裁判が行われました。

この裁判では、川崎市の樋管ゲートを閉めなかったことによる責任論はほぼ意見が出尽くし、市の責任が明瞭になってきました。

現在は、96名の原告のうち、裁判所より10名の代表的なケースを選び原告本人に対して、原告側、被告側の弁護士より本人尋問が行われています。

今回は残る3名のうちの2名に対する尋問でした。

一人目。元副市長でもあったKさんは自分の立場もあり、原告になることに対してのためらいもあったが、市が現状を見ていなくて、開閉のマニュアル通りにやったので責任がないような答弁をしていることに対して納得がいかず、原告の一員として加わっています。

二人目。Sさんは仕事が忙しい中、ようやく時間を割いて法廷に立つことになり、事前の弁護士との打ち合わせでは20分では収まらない市への怒りをもち続けていたそうです。

家の中に下水などの泥水が入るといことは水が引いたあとも臭いなどしみつき、カビが生え、現状に戻すための苦労は並大抵なものではなく甚大な被害を受けたと訴えました。

そして、尋問の最後に、「これは人災です。」と市の対処に対する批判を述べていました。

今回の裁判には44名もの原告、支援の人の傍聴があり終わった後の報告集会にも大勢の方に残ってもらいました。

現在、「公正な裁判を求める署名」を県の労働団体も含め多くの方の協力をもらい、手元には1万2000人を超える署名が寄せられています。

次回は3月4日の16時から(事前集会はその場で15時半から実施)横浜地裁川崎支部第1法廷で行われます。

いよいよ、最後の原告尋問になります。今後は、原告、被告側の参考人に対する尋問、そして今回の樋管ゲート操作の直接的指示を出す立場にあった川崎中部上下水道事務所所長の承認申請に対しての意見交換なども行われます。

引き続き、台風19号多摩川水害川崎訴訟へのご支援をお願いします。

船津了(台風19号多摩川水害川崎訴訟原告団事務局)

★お知らせコーナー

①第7回/市民要求実現リアル・オンライン交流会

2/5(水)18時半～20時半

※ 市民要求実現をめざす運動の参加者からの交流会

① リアル参加 =ゆめホール301号室

② オンライン参加

ミーティング ID: 247 2790410 パスコード: 4JqYyP

連絡先 市古博一(いのちと暮らしを守る川崎市民連絡会)090-7830-8030

② まちづくりを一緒に考える講演会

人間の顔をしたまち～人と地域をつなぐ南武線に～

講師 遠藤哲人さん(NPO 法人区画整理・再開発対策全国連絡会事務局長)

2/8(土)午後2時～4時

会場 新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所(JR 鹿島田駅下りホーム脇)

③川崎市議会開会日・市民要求実現アクション

2/13(木)12時～13時

市民からの要求リレートーク

場所 川崎市役所前通路

連絡先 市古(090-7830-8030)

④ 第2回等々力緑地再整備を考える学習と調査のつどい

～公園や緑地を「もうけの場」にしていいのですか～

2/16(日)13:30～16:30

会館とどろき・大会議室

第1部 講演 PFIから公園・緑地を守る

講師:中川勝之弁護士

第2部 冬の等々力緑地のお散歩と調査

ガイド:等々力緑地を守る会

資料代:300円

連絡先:090-7830-8030(市古)

[詳しくはこちら](#)

⑤ ゆめシネマ「私は憎まない」ーガザ出身医師の決意ー

2/22:かわさきゆめホール

① 9時 ② 12時 ③ 15時 ④ 18時

一般:1000円 当日:1500円 障がい者・学生:500円

お申し込みは

044-433-3003 ゆめホール

cinema@kawasakiyume.com

[詳しくはこちら](#)

⑥ 情報公開制度の透明性と公開性を求める裁判

ー第1回口頭弁論ー

3/3(月)10:30開廷*

横浜地方裁判所 502号法廷(横浜市関内)

⑦ 原発ゼロへのカウントダウン in かわさき

3/23(日)中原平和公園

連絡先

044-211-0121 川崎合同法律事務所

kibounotubasa@gmail.com(かもした)

[詳しくはこちら](#)

★編集後記

偶然ですが、今週も杉並の話題になりました。

杉並区で、「ついに！雇用年限 撤廃へ！！」というニュースが飛び込んできました。

地方自治体には、「会計年度任用職員」という不思議な制度があります。

そもそも、専門性が必要で、恒常的に雇用需要がある職種なのに、1年契約で雇うため、昇給も賞与も無し。という官製ワーキングプアの温床でした。

もともとは臨時採用職員の身分が自治体によってまちまちで不安定なため、一定の権利保障を目指して国が基準を定めたものです。

期末手当や、有給休暇が増えるようになり、4回まで契約更新ができるようになりました。

厚労省のHPでは、有期雇用労働者(アルバイトなど)の条件改善のため、次のように言っています。

無期転換ルールは、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者(契約社員、アルバイトなど)からの申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。

契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。

有期契約労働者が使用者(企業)に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します(使用者は断ることができません)。

悪質な経営者は、無期転換の申込権が発生する前に、口実をつけて更新を拒否します。(事実上の解雇)

ところが、自治体では、「契約更新が4回まで」なので、5年を超える事ができません。

悪質な経営者と一緒です。官製ワーキングプアづくりを改める気はありません。

杉並区では、雇用年限撤廃の運動を粘り強く続けてきましたが、雇用年限撤廃で合意が実現したと言います。

やはり区民が作った区長ですね。

正規化への道が開けたとまでは言えないようですが、今後の推移を見守りたい。(Y)

☆☆チェンジかわさき!☆☆

川崎民主市政をつくる会

〒211-0011 中原区下沼部 1880

お問い合わせ

mailmag@newkawasaki.jp

公式ホームページ

<https://newkawasaki.jp>

☆☆チェンジかわさき!☆☆

配信を希望されない方は以下をクリックしてください。

自動的に登録を解除します。

https://my922p.com/User/cancel_mail/fMwwpqj4/PLpRbFVuU3g3?mail=talosxxx%40gmail.com

誤って登録解除した場合、以下までご連絡ください。

mailmag@newkawasaki.jp